

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について

社会保障審議会障害者部会
(H30・3・2)資料を一部改編

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、令和元年度から研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。 ※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧体系(平成30年度まで)

サービス管理責任者の配置に関する実務経験要件
児童発達支援管理責任者の配置に関する実務経験要件

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を修了(11.5h)
サービス管理責任者等研修共通
講義及び分野別演習を修了(19h)

サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置

新体系(令和元年度から)

サービス管理責任者の配置に関する実務経験要件
児童発達支援管理責任者の配置に関する実務経験要件
【一部緩和】
※配置に関する実務経験要件を満たす予定の日の2年前から、基礎研修受講可

【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を修了(11h)
サービス管理責任者等研修(統一)
を修了(講義・演習:15h)

OJT
一部業務
可能

【新規創設】
サービス
管理責任者等
実践研修
(14.5h)
を修了

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

【新規創設】
サービス
管理責任者等
更新研修
(※13h)
5年の間毎に
一度受講

【新規創設】
専門コース別研修

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:基礎研修修了後、過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある 又は ②現にサービス管理責任者等として従事している

※令和5年度末までは、カリキュラムを一部割愛し、6時間程度の内容で実施することが可能

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①(OJT)**については、**基礎研修修了後「2年以上」の期間**としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間**で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

実務経験②
相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験① (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新 配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年) を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験① (OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

(具体的な業務内容)
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理
責任者等とし
て配置可
(5年毎に要
更新)